

第9回秦荘町・愛知川町合併研究会会議録

日時：平成15年（2003年）10月1日（水）午後2時から午後3時27分まで

場所：秦荘町役場 第1会議室

出席者

委員

秦荘町：北川眞道副会長、上田太治副会長、上林貞委員、林正司委員、中村忠夫委員、水野清文委員、宇野昌弘委員、廣田進委員、小泉勇一委員、高橋正夫委員、村西作雄委員、西川博司委員

愛知川町：平元真会長、森隆一副会長、久保田九右衛門委員、藤田進委員、西川昌夫委員、辻野彰男委員、竹中秀夫委員、石部稔英委員、青木信吉委員、姓農明彦委員、杉本幸雄委員、徳田義一委員

オブザーバー：村木一夫議会事務局長、山岡勇市議会事務局長

事務局：細江新市事務局長、天野孝志事務局次長、北川孝司計画推進班長、藤居祐司総務調整班長補佐、北川三津夫計画推進班長補佐

欠席者：なし

1. 開会あいさつ

細江局長　皆さん、こんにちは。皆さん方には大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。全員の方にお集まりをいただきましたので、ただいまから第9回秦荘町・愛知川町合併研究会を始めさせていただきますと思います。まず最初に、平元会長からごあいさつをいただきます。

平元会長　皆さん、こんにちは。今日は第9回秦荘町・愛知川町合併研究会の願いを申し上げましたところ、委員の皆さま方には公務何かとご多用の中にも関わらせず全員の皆さま方にご出席をいただいております、誠にありがとうございます。また、先般来は9月第3回定例会が各町におきまして開催されまして、決算審議等々についていろいろとご指導いただきましたことに対しまして、この場をお借りいたしまして心からお礼を申し上げたいと思います。

本日の会議におきましては、先般第8回の会議で委員の皆さんからご意見、ご提案をいただいておりますとおり、法定協議会の今後の全体スケジュールについてどういう考えを持っているのか、こういったこと等につきまして事務局案をご提案せよといったご意見とご提案をいただいているわけございまして、事務局からご提案申し上げながら、皆さんと共々にご協議をさせていただきたいと考えているわけ

でございます。どうかよろしくお願いを申し上げまして、大変簡単でありますけれども、まず冒頭にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

細江局長　それでは、本日の次第に基づきまして順次進めてまいりたいと思います。

2 番目以降は会長が議長となり、進行をよろしくお願いいたします。

2．会議録署名委員の指名

3．協議・報告事項議事

平元議長　それでは、早速でございますが、本日の会議録署名委員さんの指名をさせていただきます。秦荘町から林正司委員さん、愛知川町から姓農明彦委員、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、3 点目の協議・報告事項でございますが、先ほどもごあいさつの中で申し上げておりますが、前回の合併研究会におきましてご意見をいただいておりますとおり、事務局案を説明させていただいて、皆さま方にご協議をお願いしたいと思っているわけでございます。(1)から(3)までであるわけでございますが、まず通して事務局からご提案・ご説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

細江局長　それでは、3．協議・報告事項ということで、今ほどご説明がございましたように、事務局案であります(1)法定協議会全体スケジュール(案)、(2)合併協議会の規約(案)、(3)合併協議会各規程(案)の概要につきまして、一括説明をさせていただきますと思います。

その前に、前回の合併研究会におきまして、財政シミュレーションの中で、合併をしない場合の財政推計をご説明させていただきました。その時に、合併しない場合の秦荘町・愛知川町の平成26年までの財政推計を合計したものを提出させていただいてありましたけれども、それぞれ1町ずつの財政推計を提示してほしいというご要望がございましたので、本日、右肩に「資料」という判子が押しておりますA3の用紙を付けさせていただいております。それぞれ秦荘町・愛知川町の単町ごとの財政推計の平成26年度までということで、それぞれ財政担当課からあげいただいたものをそのまま付けさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、協議・報告事項に入らせていただきます。

まず最初に、(1)法定協議会全体スケジュール事務局(案)でございます。法定協議会を開かせていただき、いろいろ協議させていただきまして、最終法期限内に新町の誕生を目指すということでスケジュール案をつくらせていただきました。一番最後に、平成16年度の平成17年2月のところに「新町誕生」ということで期日

目標を設定させていただきました。

他の法定協議会におきまして、いろいろ合併期日の目標を決められているわけですが、だいたい10月1日あるいは2月の合併期日という設定をされているところが多いようでございます。10月につきましては、11月ぐらいからどのまちにおきましても新年度予算の編成に入るわけですので、そういう関係もありますし、また2月については、3月ですと4月の年度替わりに準備的に非常に厳しいというところで、2月という設定をされておられます。

ということから、平成17年2月に新町誕生という期日目標を設定させていただきました。

そして、そういう設定をさせていただきましてから、逆算でスケジュールを立てております。ずっと法定協議会のスケジュールを立てていきますと、来月11月に第1回の法定協議会を立ち上げないと少し厳しいという状況でございます。

下の方に「合併協議会」ということで、黒い矢印がずっと長く書いてありますが、第1回法定協議会が15年11月、いろいろと合併協議を進めていただいて、平成16年9月、合併協定書の調印と合併議決ということで設定させていただきました。合併議決をいただきましてから県の方へ出しまして、県議会が12月という設定でございます。黒の矢印を見てみますと、11ヶ月という期間になっております。その11ヶ月の期間におきまして、法定合併協議会で2町の協定項目についての調整をしていただくということでございます。

その次に、白い矢印が16年9月から新町誕生の17年2月までございますが、約5ヶ月でございます。これについては事務サイドで合併の調整方針を決めたものについて、法定協議会で報告させていただくということでございます。両方合わせますと、11ヶ月と5ヶ月で16ヶ月という期日になるわけでございます。

ちなみに、他の合併協議会を見てみますと、八日市の1市4町は19ヶ月のスケジュールでございます。彦根の1市3町は約30ヶ月でございます。野洲町・中主町が22ヶ月、石部町・甲西町が22ヶ月、甲賀地域が合併の議決をされましたけれども26ヶ月、高島地域が24ヶ月という状況でございます。

この11月に立ち上げまして16ヶ月ということで、非常に厳しいようなスケジュールになっております。他の協議会からも、なかなか月1回での開催では消化できないということを聞いております。そこにまた来年の2月・3月に両町の議会議員選挙がございますし、月2回程度開かなければならない時が多いかなということでございます。いろいろ他の法定協議会等を参考にさせていただきながら、これ以上延びれば不可能に近いというところで、ぎりぎりのところでスケジュールを立てさせていただいたところでございます。

次に、(2)合併協議会規約について、事務局案を説明させていただきます。お手元に『秦荘町・愛知川町合併協議会規約(案)の構成』それから『秦荘町・愛知川町

合併協議会規約(案)』という資料を付けさせていただいております。最初のものは、この規約の構成の内容が書いてございます。構成につきましては、既に29日に愛知川町・秦荘町の全員協議会におきまして概略を説明させていただいておりますので、省略をさせていただきまして、規約本文に入らせていただきます。秦荘町・愛知川町合併協議会規約(案)でございます。

(設置) 第1条 秦荘町および愛知川町(以下「2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の1第1項および市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。ということで、ここに地方自治法あるいは合併特例法の設置根拠があがっているわけでございます。

第2条 この合併協議会の名称は、秦荘町・愛知川町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。既に「秦荘町・愛知川町合併研究会」ができておりますので、同じような名称で移行させていただくということでございます。

(協議会の事務) 第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。ということで、(1)2町の合併に関する協議、(2)2町の合併に伴う新町建設計画の作成、(3)前2号に掲げるもののほか、2町の合併に関し必要な事項、でございます。

(協議会の事務所の位置) 第4条 協議会の事務所は、愛知川町大字愛知川72番地に置く。ということで、現在合併研究会の事務所が愛知川町の役場でございますが、同じ位置ということにさせていただきました。

(組織) 第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。ということにさせていただきました。

(会長および副会長) 第6条 会長および副会長は、2町の長の協議により、2町の長のうちからこれを選任する。ということで決めさせていただきました。両町の町長が、会長、副会長どちらかに就任していただくということでございます。

2 会長および副会長は、非常勤とする。ということでございます。

(委員) 第7条 委員は、次の者をもって充てる。ということで、(1)2町の議会の議員各6名、既に合併研究会で2町の議会代表の方6名ずつ出させていただいておりますので、同じようなことにさせていただきました。そして住民代表として(2)2町の長が協議して定めた学識経験を有する者17名以内、とさせていただきました。両町から8名ずつの学識経験者を長が協議して定めていただくということでございます。残り1名の方につきましては、県の湖東地域振興局長に入ってください。予定で、合わせまして29名の委員でございます。

2 委員は非常勤とする。ということでございます。

(会長および副会長の職務) 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。ということでございます。

(会議) 第9条 協議会会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所および日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営) 第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。ということで、後ほど説明させていただきますけれども、このほかに規程といたしまして会議運営規程、会議運営の申し合わせ事項を設けさせていただいております。

(関係職員等の出席) 第11条 会長は、必要に応じて2町の関係職員等を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。ということにしております。

(小委員会) 第12条 協議会は、その事務の一部について調査、審議を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。ということで、小委員会規程を別に設けております。

(附属機関) 第13条 協議会は、新町建設計画を策定するため、附属機関を置くことができる。

2 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。ということで、新町建設計画策定委員会の規程を設けさせていただいております。

(幹事会および専門部会) 第14条 協議会に提案する必要な事項について協議または調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議または調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会および専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。ということで、幹事会・専門部会の規程を別に設けさせていただいております。

(事務局) 第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。ということで、別に事務局規程を設けております。

(経費の負担等) 第16条 協議会の経費は、2町が均等に負担するものとする。

2 2町は、前項の規定による負担金を協議会の年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。ということにさせて

いただいております。

(財務に関する事項) 第 17 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。ということで、財務規程を別に設けております。

(監査) 第 18 条 協議会の出納の監査は、会長が 2 町の代表監査委員各 1 名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬および費用弁償) 第 19 条 協議会の会長、副会長、委員および監査委員は、報酬およびその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬および費用弁償の額、支給方法等は、会長が会議に諮り別に定める。ということで、報酬および費用弁償に関する規程を別に設けております。

(協議会解散の場合の措置) 第 20 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した 2 町の長においてこれを監査委員の監査に付し、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。

(委任) 第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。ということで、傍聴規程・会議録等閲覧に関する規程を別に設けております。

付則としましては、1. この規約は、平成 15 年 月 日から施行する。

2. 協議会が設けられた年度の負担金に関しては、第 16 条第 2 項中、「年度開始後」とあるのは、「協議会の予算の成立後」と読み替えるものとする。ということでございます。年度途中になります場合は、読み替えるということでございます。

後ほど規程の説明もさせていただくわけですが、この規約も他の法定協議会を参考にさせていただきました。また、既にこの 2 町の合併研究会の規約あるいは規程もございますので、それを合わせながら作成させていただいたものでございます。

その次に付けさせていただいておりますのは、秦荘町・愛知川町合併協議会の組織体系図(案)でございます。左の上の方が合併協議会でございます。2 町の長 2 名、議会代表 12 名、学識経験者が 17 名で、総合併協議会人数としては 31 名ということでございます。

右上の方が、新町建設計画策定委員会ということで、附属機関を設けさせていただくという規定をさせていただきました。

その下に小委員会ということで、付託事項の調査、審議をしていただくということで、合併協議会の中に小委員会を設けさせていただくという組織にいたしております。

左側の合併協議会の下でございますけれども、既に当研究会も設けております幹

事会、専門部会を設けまして、今現在、分科会は5分科会ですけれども、18分科会に分けさせていただくということで組織をつくらせていただきました。

それでは、(3)合併協議会各規程(案)について、事務局案を説明させていただきます。『秦荘町・愛知川町合併協議会各規程(案)等の概要』という資料がございますけれども、それをめくっていただきまして、1ページから主なところだけ説明させていただきたいと思います。あとにつきましては、当合併研究会とさほど変わりないということです、よろしくお願いいたします。

1ページは、秦荘町・愛知川町合併協議会幹事会の規程(案)でございます。第2条に所掌事務ということであがっております。「幹事会は、協議会の会長の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議または調整するものとする。」2項としまして「前項に規定するもののほか、2町の合併に必要な事項について、協議または調整する。」ということでございます。

第4条に「幹事は別表に定める職にある者をもって充てる。」ということで、下の方に別表をあげさせていただいております。両町のそれぞれ助役、教育長、総務課長、企画担当の課長、これだけの方が幹事会に入っていて、8名で幹事会を構成させていただくということでございます。

2ページは、専門部会の規程でございます。所掌事務は、第2条で「専門部会は、幹事会の幹事長の指示を受け、規約の第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議または調整を行うものとする。」ということでございます。

3条に組織をあげてございます。今の合併研究会におきましても4部会を設けておりますので、同じ部会を設けさせていただきたいと思います。

3ページに、専門部会の組織表を付けさせていただいております。この組織表については、合併研究会と同じメンバーとなっております。

4ページは、事務局規程(案)でございます。事務局の所掌事務としましては、第2条に掲げてありますとおり、(1)から(5)まででございます。組織につきましては、第3条に「事務局に総務調整班および計画推進班を置く。」ということで、次の6ページにその分掌事務をあげさせていただいております。総務調整班が1から31まで、合併協議会におけます協定項目の調整でございます。計画推進班は、主に将来ビジョンでございます。

7ページは合併協議会の会長等の公印でございます。

8ページが回議書の様式でございます。

9ページ・10ページでございますけれども、合併協議会の財務規程をあげております。内容につきましては、合併研究会の財務規程とほとんど変わりはないので、省略させていただきます。

11ページ以降は、財務関係の様式を付けさせていただいております。既に今も使っておりますけれども、同じような様式を使わせていただこうということでござい

ます。

17 ページは、会議運営規程(案)でございます。第3条に会議の公開ということで、「会議は、公開とする。ただし、議長は会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合は、この限りでない。」ということにさせていただきます。今現在も原則全部公開とさせていただきますので、同じことを思っております。

第5条に、合意の方法をあげてございます。「会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。」ということで、法定協議会の議事につきましては、全会一致を原則とするということにさせていただきます。

会議録の公開については、第8条にあげております。「会議録および会議資料は、原則として公開する。」ということでございます。

19 ページは、会議録の様式でございます。

20 ページは、会議運営申し合わせ事項ということで、6つあげております。

1 番目に、会議の定例開催です。「会議の開催および開催時刻等は、原則として以下のとおりとする。」ということで、(1)会議の開催は、毎月1回第4木曜日ということを一応の原則とさせていただきます。冒頭に申し上げましたように、月1回程度では厳しいのではないかと思いますので、その都度また協議していただくということになるかと思えます。(2)開催時刻は、午後1時半からとさせていただきます。(3)開催場所は、法定協議会31名と事務局、幹事会のメンバー、関係課長の出席、傍聴の方、報道関係者を入れますと相当な人数になってまいります。今までさせていただいた場所では無理かなと思っております。ハーティーセンター秦荘(中ホール)または愛知川町役場2階(大会議室)を順番に持ち回りで開催させていただきたいと思えます。

2 番目が、事前提案の原則ということで、法定協議会を開催するにあたりまして、前回の会議で、次に諮らせていただく事案について提出し説明させていただくということでございます。

3 番目は、資料提供の取り扱いでございます。

4 番目は、会議録公開時における氏名の取り扱いは、公開とさせていただきます。

5 番目が、合併協定項目に関する確認方法は、原則として挙手によるものとさせていただきます。

6 番目が、会議の代理出席ということで、欠席する場合の代理出席は認められないということでございます。

21 ページは、小委員会の規程でございます。小委員会の所掌事務については、第2条にあげております。「小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。」委員につきましては、第3条に「小委員会の委員は、協議

会の会長が協議会の委員の中から指名する。」ということでございます。第7条に「小委員会の委員長は、小委員会における調査または審議の経過および結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。」ということにさせていただいております。

県下の他の法定協議会を見ましても、ほとんど小委員会を設けられておられるのが、新市(町)の名称選定候補小委員会でございます。そのようなことで事務局としては考えております。それ以外にも、議員の任期あるいは定数、庁舎の位置等について小委員会を設けておられるところもございます。また今後協議させていただくということもございます。

22 ページは、新町建設計画策定委員会の規程でございます。第2条に所掌事務をあげております。「委員会は、協議会の附属機関として新町建設計画の策定に関し、必要な事項の調査検討を行い、協議会に提案する。」ということでございます。附属機関を設けさせていただいて、そこで新町の建設計画の策定の素案をつくっていただいて、法定協議会へ提案していただいて決定をいただくということでございます。この委員につきましては、第3条に「委員会は、次に掲げる委員およびアドバイザーで構成し、協議会の会長が委嘱する。」ということでございます。(1)公募による両町の住民ということで、公募委員としまして両町から各3名ずつ、(2)両町の長が推薦する者各4名ずつ、(3)アドバイザー(学識経験者)1名に入らせていただくという予定でございます。15名の委員構成でございます。

「前項第1号に定める委員が定数に満たない場合は、関係町の町長が推薦する。」ということでございます。

報酬については、第9条にあげさせていただいております。「委員の報酬は日額7,000円とし、アドバイザーは日額30,000円とする。ただし、地方公共団体の職員および町議会議員については、これを支給しない。」ということにさせていただきます。報酬日額7,000円につきましては、両町の非常勤の特別職の日額報酬額の一番多く設定をされておられますのが7,000円ということでございますので、同じようにさせていただきたいと思っております。

23 ページは、合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程でございます。報酬の額としまして、第2条にあげております。「委員等の報酬は、日額7,000円とする。ただし、秦荘町および愛知川町の長、議会議員および滋賀県職員から選任された委員については、これを支給しない。」ということにさせていただきます。

費用弁償の額については、第3条に「委員等が協議会の職務を行うために秦荘町および愛知川町の区域外に出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。」ということでございます。秦荘町・愛知川町の区域を一つの区域として考えておりますので、その区域外は旅費を支給させていただくということでございます。

第4条に、支給の方法をあげさせていただいております。「委員等に支給する旅費

の支給方法については、会長が属する町の職員の旅費に関する条例の規定を準用する。」というものでございます。

24 ページが、傍聴規程でございます。第2条の「席の区分、傍聴席は、一般席および報道関係者席に分ける。」今もそのようになっております。

第3条が傍聴人の定員でございます。「一般席の定員は、会場の規模に応じて調整する。」ということにさせていただきます。現在合併研究会については、20名の定員ということにさせていただいております。会議の申し合わせ事項のところでも申し上げましたように、今度は場所がもう少し広いところでさせていただきたいと考えておりますので、20名より多い人数の方が傍聴していただけるよう配慮させていただきたいと思っております。会場の都合もございますので、その会場の規模に合わせて調整させていただきたいということでございます。

26 ページは、傍聴人受付簿をあげております。現在のものとさほど変わりはありません。

28 ページは、会議録等閲覧に関する規程でございます。第2条に閲覧ということで、「何人も、会議録の閲覧をすることができる。」ということにさせていただいております。第5条に費用負担を掲げております。「会議録等の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。」ということで、2項に「前項に定める費用の額は、愛知川町の情報公開条例の規定を準用する。」ということにさせていただきます。

以上、規程については概略だけ説明させていただいたところでございます。他の法定協議会の事例等を参考にさせていただきながら、また、合併研究会で既にできております規約・規程等を参考にさせていただいて、事務局案として提出させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

平元議長 ありがとうございました。ただいま協議・報告事項につきまして、(1)から(3)まで一括して事務局から説明をいただきました。皆さま方のご意見、ご質問等をいただく前に、合併研究会の今後の進め方について、引き続き事務局の考え方を提案していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

細江局長 それでは、会長からお話ございましたように、事務局といたしまして法定協議会の全体スケジュール案ということでお示しさせていただきました。そのことに関連いたしまして、今後の合併研究会の進め方について考えさせていただいております。それを説明させていただいて、また規約・規程等と合わせながらご協議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

秦荘町・愛知川町合併研究会は、今回で第9回目ということで回を重ねてまいりました。今日まで委員各位のご協力、ご指導によりまして、いろいろな内部調査あるいは先進地視察、合併講演会というような事業を取り上げてまいりました。県下の他の任意協議会あるいは研究会を見ましても、これだけの中身を議論していただ

いたり、あるいは事業を重ね、また9回目ということで回を重ねたところがないということは確信いたしております。

先般、第8回の合併研究会で、合併研究会のまとめ報告ということで説明をさせていただいたところでございます。今回、法定協議会に向けての事務局案ということで説明させていただきました。今後の合併研究会であります、次回の第10回の合併研究会で、法定合併協議会の規約・規程の確認、あるいは平成15年度の事業計画ならびに予算案について、また、当合併研究会の決算処理方法について、ご協議をいただきたいという事務局の思いを持っております。

全体のスケジュールを申し上げましたけれども、次回第10回の合併研究会で最終ということを考えておるところでございます。そういうことで日程等を考慮いたしまして、10月29日ぐらいには第10回合併研究会を最終回として開かせていただきたいと事務局としては考えておりますので、皆さん方のご協議をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

平元議長 ありがとうございました。ただいま協議・報告事項で(1)から(3)までを事務局案としてご提案いただきました。併せまして、今後の研究会について考え方を申し上げたわけでございますが、これまでのご報告とご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等々を拝聴させていただき、協議を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

辻野委員 ただいま縷々説明していただきましたけれども、私の私見でございますが申し上げます。この協議会のあり方といいますのは、ほとんどが行政サイド主導と言うか、そのような感じを受けます。

たとえば協議会の小委員会の規程におきましても、建設計画策定委員会におきましても、町長の指名された、町長の意を受けた方がほとんどでございまして、一般住民の意見を聞いて進めねばならないということが今回の合併の根底にあるかと思うのですが、そのようなところが見られないと私は感じました。そのことに対して、回答をいただきたいと思います。

細江局長 住民の意見が合併協議会に反映されないのではないかとというご質問だったと思います。この前これを説明させていただいた時にも、ほかにもご意見をいただいております。

合併協議について何が一番大事かということを考えますと、よく言われますのが、合併におけるメリット・デメリットであります。これを住民の方にいかにわかりやすく説明させていただいて議論を深めていくかということが一番大事だと思っております。

それには何が一番大事かということでありますけれども、2町が合併してどのようなメリットがあるか、どのような新しいまちづくりができるか、また、合併することにおける懸念事項をいかに払拭していくかということ、そういう将来ビジョ

ンを考えていくことが重要ではないか、それを住民の皆さんにお示しさせていただくということが与えられた任務であろうと思っております。

そうしますと、やはり一番大事なのは、新町のまちづくり計画であると思います。先ほど規約あるいは規程を申し上げましたが、新町建設計画策定委員会で将来のビジョンをつくり上げていただいて、それを合併協議会で議論していただいて、住民の方にお示しさせていただくという思いでございます。次回の合併研究会におきましては、事業計画等の議案についてご審議いただきたいということを先ほど申し上げました。事務局といたしましては、新町建設計画策定委員会で住民の方々のアンケートをとらせていただいて、2町の合併にどういう施策を求められているか、そういうニーズを把握させていただきながら、新しい素案をつくり、素案ができ次第、住民説明会を開かせていただくということが大事ではないかと思っております。そうすることで、新町建設計画策定委員会については、公募委員の方々を入れさせていただくということでございます。

もう1つは合併協議会でございます。合併協議会は多数の行政事務あるいは住民サービスの関係で重要な調整方針を決めていかねばならないということになっております。当然ほとんどの行政事業が地方自治法等に基づいているわけでありすけれども、やはり一部専門的なところのご議論をいただかねばならないという解釈をいたしております。いろいろな先行事例等を参考にさせていただきながら、極端なことにはなっていないということでご理解をいただきたいと思います。

辻野委員 8回の研究会の折りに、事務局は、2町における新しいまちづくりをどのようにしていくかというところで、「住民の方々の意見をいただきながら、また皆さま方に協議いただいて、アンケート等をとらせていただくなり、要するにそういうご意見を反映していくべきではないか」という答弁をされております。これは私の質問に対する答弁でございます。

今言われたことはよくわかるのですが、それでは住民の皆さまの多くの意見をどこで取り入れるのか。取り入れていくと言いながら、どこで取り入れるのかということをお尋ねいたしますので、よろしくお願いします。

細江局長 合併協議会の立ち上げをいたしますと、だいたい2回目以降からいろいろな事務事業の調整をしていただくということになってまいります。いくつもの協定項目があるわけですが、法定協議会第1回・第2回の時に、それぞれ今度は『合併協議会だより』を発行させていただこうと思っております。その協議会だよりに「ご意見を承ります」ということで、住民の方々から送付していただけるようなハガキを付けまして、毎回協議会で協議していただいた内容等についてご意見をいただき、それをまた合併協議会へ反映させていただくという考えであります。

平元議長 ほかにございませんか。

藤田委員 今報告されました調整案、概要等を見せていただきますと、「学識経験者」と

という言葉は、最近「識見を有する者」というふうに解釈しております。まだ学識経験者という名称を使われているのかという点が1点です。

それから、17 ページに協議会運営規程があります。合意制が一番いい方法だろうと思いますけれども、「会議の議事は、全会一致を進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。」とありますが、あくまでこれは議事進行のためのものと解釈してよろしいか。これは議決権を有するものであるか、その点の説明をいただきたいと思います。

そして、全体的にこの案は、本日はただこの案を提出したというだけであって、最終的には法定協議会を立ち上げてからの資料であろうと思います。その点についても十分な説明をいただきたいと思います。以上です。

細江局長 藤田委員から3つのご質問をいただきました。「学識経験」という言葉を入れさせていただいております。今までいろいろな非常勤の特別職の関係でも、「学識経験」を「識見を有する者」ということで条例改正をさせていただいたこともございますけれども、市町村の合併の特例に関する法律第3条で、この資料には第3条第1項の抜粋だけしか、この構成のところには付けさせていただいておりません。設置の関係ですので第1項だけの抜粋とさせていただきましたけれども、第3条第5号に「合併協議会には、前2項に定める者のほか地方自治法第252条の3第2項の規程に関わらず、規程の定めるところにより学識経験を有する者を委員として加えることができる」ということになってございます。こういう合併特例法の条項からみまして、「学識経験」という言葉をそのまま引用させていただいております。

しかし、いろいろな逐条解説等を見ますと、合併というのは今までも歴史が繰り返されているわけですが、学識経験者としていろいろな大学の教授等が入れているわけですが、近年は住民代表という形で「識見を有する者」ということで実際には解釈されているということで、いろいろな先行事例、他の法定協議会におきましても「学識経験」ということで解釈はされておりますので、よろしく願いいたします。法令上、合併特例法に「学識経験を有する者」と書いておりますので、この規約としてはそのまま引用させていただいたということでございます。

それから、会議の運営規程の17 ページの合意の方法ということで、「会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。」ということで、ただし書きが書いてございます。合併協議会は議会の議決を経て設置させていただくわけですが、議決権というものではございません。あくまでも合併の承継事項の確認ということで議事を進めていただくものでございますので、議決ではないという解釈をしていただきたいと思います。

今ご質問いただいて、両町の全員協議会で申し上げておまして、うっかりしていたところがありました。大変申し訳なく思います。規約につきましては、法定協議会の設置に関します議決をいただくということになります。その設置のところ

に、今申し上げました規約の案を付けさせていただいて議決をいただくということになります。

それから、今日は『合併協議会の各規程(案)の概要』という資料を付けさせていただいております。1番から11番まで、各規程の概要をあげております。1番から4番までにつきましては、「規約で会長が別に定める」ということになってございます。5番から11番は「会長が会議に諮り別に定める」ということになってございます。5番から11番については、合併協議会の設置をさせていただいて、その第1回の法定協議会におきましてもう一度お諮りさせていただくということになります。事務局案を説明させていただきましたけれども、一部変更があるかも知れませんが、法定協議会の中でもう一度一からご案内をさせていただくというのが5番から11番まででございます。よろしくお願いいたします。

平元議長 ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩させていただきます。再開は3時10分から、よろしくお願いいたします。

(休憩)

平元議長 再開いたします。先ほどの件に関しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

辻野委員 先ほど私の質問に対して、事務局の方からはお話をいただいたのですが、会長から先ほどの件をご説明いただきたいと思います。たとえば新町建設計画策定委員会の「両町の町長が推薦する者」あるいは小委員会規程の「協議会の委員の中から会長が指名する」ということで、先ほど申しましたように、やはりこういう推薦の仕方は行政中心ではないかと見られる部分があると思います。そういうことは払拭しておかなければならないのではないかと思いますので、両町長からご答弁をいただきたいと思います。

平元議長 先ほど事務局からもご説明させていただいておりますが、合併協議会の規約なり、あるいはそれに関連する規程・規則なりにつきましては、今日までの先行事例を参考にさせていただいてご提案をいたしております。

それから、住民の意志がどこで反映されるのか等につきましても、やはり合併が最大の目的ではないわけで、合併したあとのまちづくりをいかようにしていくか、そういったところの中で、住民の皆さん方の意見の反映ということにつきましては、建設計画策定委員会で公募の委員の皆さんも募集させていただいて、十分議論を重ねていただくといったことで、最終的に住民の皆さんすべての方々が、心豊かに夢と希望を持てるようなまちをつくっていくということになろうかと思いますし、それから、それらを策定するにあたって、先ほども事務局が申し上げておりますよう

に、合併協議会だより等々についていろいろとご意見をいただけるようなシステムをつくっていくということにおいて、住民の皆さんのいろいろなお考えを拝聴させていただきながら協議会に反映していく。そして、新しいまちづくりに向けて考え方をいろいろとご協議をいただけるのではないかと考えております。あくまでも行政サイドが先行しているということではないように思います。

ほかにございませんでしょうか。

全員 なし。

平元議長 ないようでございますので、先ほど事務局からご提案を申し上げました法定協議会全体のスケジュール事務局案および2番目の規約案、そして3番目の規程案等の概要および第10回の合併研究会の持ち方、それと同時に、その後の考え方等についてご報告を申し上げたわけであります。今後につきましては、先ほどご提案申し上げましたスケジュール案等に基づいて、いろいろと皆さま方とご協議を進めさせていただきまして、スケジュール案で進めさせていただきたいと考えておりますが、これにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

平元議長 ありがとうございました。それでは、本日ご提案申し上げました案件等につきまして、これからこの案に基づいてご協議を重ねながら進めさせていただくということでご決定いただきました。本日の協議・報告事項等につきましては、以上でございます。

4．その他

平元議長 それでは、4．その他でございますが、事務局から何かございますか。

細江局長 それでは、その他ということでカラーコピーの資料を1枚用意させていただきました。滋賀県内市町村の取組状況ということで、平成15年9月29日現在で県が出されました資料でございます。色刷りで各合併協議会の関係が地図で示されているところでございます。

裏に、各法定協議会の進捗状況ということで、9月29日現在であげられております。ここに○や の印がございます。○印につきましては法定協議会で確認済み、

印については今提案中ということで、次回以降の法定協議会で調整・確認されるということになってございます。この進捗状況一覧表を見ていただきながら、現在の状況を申し上げたいと思います。

既に新聞等でご承知のこともあるかと思いますが、隣の八日市市の1市4町でございます。10月30日に第4回法定合併協議会を開催されることになっております。その第4回協議会で、新市の名称を決定されるということになっております。

また、隣の彦根市 1 市 3 町の合併協議会の状況でございますけれども、9 月 24 日に第 13 回の法定合併協議会を開催されております。そこでは、新市建設計画策定委員会の新市まちづくり計画の素案が承認されておまして、9 月 18 日から 26 日にかけて関係 4 市町、4 会場になると思いますが、住民説明会を開催されるということになっております。

また、蒲生町・日野町のまちづくり研究会でありますけれども、9 月 25 日に第 3 回の研究会を開催されておまして、任意協議会の名称、規約、事業計画、予算、それから新市まちづくり計画策定方針を提案されまして、本日 10 月 1 日、「蒲生・日野まちづくり協議会」が設置されるということになってございます。既に 9 月 29 日に県から合併重点支援地域の指定を受けられております。任意の協議会で今後十分詰められ、そのあと法定協議会に移行されるということでございます。法定協議会で協議されるか、任意協議会で先にと重要案件を協議されるかについては、任意協議会で詰められるということでございます。

山東町・伊吹町・米原町合併協議会でありますけれども、9 月 25 日に法定協議会を立ち上げられて、9 月 29 日に合併重点支援地域の指定を受けられております。10 月 16 日に第 1 回の法定協議会を開催されると聞いております。

また、中主町・野洲町合併協議会は、9 月 3 日に第 12 回合併協議会を開催されております。既に「野洲市」という名称を決められております。新市のまちづくり計画の原案を既に 12 回の法定協議会で確認されたということでございます。

石部町・甲西町合併協議会は、明日 10 月 2 日、第 11 回の法定協議会を開催されるということで、新市の将来構想については、6 月から 7 月にかけて住民説明会を終わられているというところでございます。

甲賀地域の 5 町合併協議会については、新聞でもご承知のように、19 回の法定協議会を終えられて、8 月 18 日に合併協定の調印をされております。また、9 月 4 日から 25 日、9 月議会におきまして合併関連の議案をすべて可決されまして、今月下旬に「甲賀市」ということで知事に合併申請をされるということになっております。

湖北地域の 1 市 9 町の合併協議会については、9 月 24 日に第 2 回法定協議会を開催されまして、合併期日を平成 17 年 3 月末ということで、基本 4 項目の提案がされたということでございます。

高島地域 5 町合併協議会ですけれども、10 月 14 日に第 15 回の法定協議会を開催されます。既に「西近江市」と決定されましたけれども、改名の署名が提出されて、今後協議をされるという状況でございます。

県下の合併協議会あるいはまちづくり研究会の状況をご説明させていただきました。以上でございます。

平元議長 ありがとうございました。その他につきまして、委員の皆さんから何かござ

いませんか。

藤田委員 20 ページでお聞きしたいのですが、協議会運営の申し合わせ事項といたしまして、会議録は公開を原則とするとなっておりますが、会議の中で適切ではない発言、または不適切であると自分で判断して取り消しまたは削除の申し出があった場合の措置はどのようになさるのか、お聞きしたいと思います。

細江局長 会議運営申し合わせ事項については6番まであげさせていただいております。先ほども申し上げましたように、申し合わせ事項については、法定協議会を立ち上げまして、第1回の法定協議会でこの申し合わせ事項を改めてご審議していただくということになります。

貴重なご意見をいただきましたので、こちらでも研究させていただいて、その時に不都合がないようにさせていただきたいと思っております。次回第10回合併研究会で報告させていただけたらということで進めさせていただきます。

平元議長 ありがとうございます。本日ご協議をいただきます案件につきましては、以上をもちまして終了させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

先ほど事務局から提案いたしておりますが、第10回合併研究会につきましては、10月29日午後2時から、愛知川町役場ということでよろしく願いいたします。

5. 閉会あいさつ

細江局長 どうもありがとうございました。委員の皆さん方には大変長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、上田副会長からごあいさつをいただきたいと思います。

上田副会長 本日は第9回秦荘町・愛知川町合併研究会が開催されまして、皆さん方大変お忙しい中を十分慎重審議いただいたことに感謝いたしております。

本日タイムスケジュール等も示されまして、法定協議会に向けていよいよ進んでいくものと感じております。合併といたしますのは、両町の信頼関係が何よりも大事ではないかと常々感じております。いろいろな問題につきまして、この会議だけでなしに、あらゆるところで住民の皆さんと十分協議いただきながら、スムーズに2町の合併が進みますように皆さま方のご協力をお願いいたしまして、本日の会議のお礼に代えさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。

細江局長 ありがとうございます。